(目的)

第1条 この要綱は、足立区内の都市型軽費老人ホーム(以下「施設」という。)の入所に 関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、 施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

(入所要件)

- 第2条 施設の入所要件は、次の各号の全てを満たすことを必要とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
 - (1) 60歳以上の方で、低所得で足立区に概ね1年以上居住し、足立区の住民登録台 帳に記録がある方
 - (2) 身元保証人が得られる方。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - (3) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある方で、 介護保険の要介護状態区分が要介護1までの方
 - (4) 財産管理及び日常の金銭管理等について判断能力に関連した問題がなく、自己管理ができる方
 - (5) 感染症(結核・疥癬等)がなく、かつ、医療について自己管理できる方
 - (6) 問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方
 - (7) 家族等の支援により在宅生活を維持することができない方
 - (8) 暴力団員等でない方

(申込方法)

- 第3条 申込みは、本人又は家族等が都市型軽費老人ホーム入所申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を希望する施設へ提出するものとする。
- 2 申込書を提出後、申込書の内容に変更が生じた場合は変更届を施設へ提出し、辞退する場合は、辞退届(様式第2号)を施設へ提出するものとする。

(申込期間)

第4条 施設は、申込書を随時、受け付けるものとする。ただし、施設開設時は、別途、募 集期間を定める。

(名簿の登録)

- 第5条 施設は、申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入所選考者名簿(様式第3号。以下「名簿」という。)へ登録する。
- 2 名簿には、別表「入所優先度判定表」(以下「判定表」という。)に基づいた優先度を 付して登録する。
- 3 申込書の内容の変更又は、入退所、入所辞退等の事由が生じた場合は、その内容を名簿 へ記録する。

(入所の決定)

第6条 施設は、原則として、名簿の優先度順に面接調査を行う。ただし、同じ優先度の場合は点数順に、同じ点数の場合は年齢順とする。

- 2 前項の調査は、入所申込者及び身元保証人との面接により、家族状況及び生活状況、住 宅状況等について把握するとともに、入所申込者の健康診断書等の提出を求め、健康状況 等を把握するものとする。
- 3 施設は、入所判定会にて第1項の調査等に基づき入所の可否を決定し、結果について入 所申込者へ通知する。

この場合において、入所判定会には、区の職員も参加することができる。

(特例入所)

第7条 施設長は、災害や事件、事故等により区長から要請があった場合は、前条の規定に かかわらず、入所を決定することができる。

(入所事務)

第8条 施設は、入所申込者へ重要事項、運営規定等の説明後、書面により入所契約を締結 する。

(入所待機者)

第9条 定員を超えて名簿へ登録された方は、入所待機者とする。

(報告)

- 第10条 施設は、施設利用者及び入所待機者の月末現在の状況について、施設利用者状況報告書(様式第4号)により翌月15日までに足立区へ報告する。
- 2 施設は、施設利用者及び入所待機者の個別の状況等に関する情報の提供について、足立 区から要請があった場合は、これに応じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則(25足福サ発第2819号 平成26年3月12日 区長決定)

- 1 この要綱は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月10日から適用する。
- 2 都市型軽費老人ホームに関する指針は、廃止する。

付 則(30足福高発第2988号 平成30年11月5日 区長決定)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、平成30年11月10日以降の申込みについて適用し、同 月9日までの申込みについてはなお従前の例による。

入所優先度判定表

1 家族の状況

状 況	点 数
独居である (区内に2親等以内の親族がいない)	3
独居である (区内に2親等以内の親族がいる)	2
同居者はいるが見守りや世話は期待できない	1

2 収入の状況

状 況	点数
生活保護受給有り又は区民税が非課税である	3
区民税が課税で年間収入が230万円以下である	2
年間収入が230万円超から310万円以下である	1

3 住宅の状況

状 況	点数
現在の住宅で生活することが困難である(立ち退き要求等)	3
現在の住宅で生活することに著しく支障がある(高額家賃等)	2
現在の住宅で生活することに支障がある(階段が急である等)	1

4 介護の状況

状 況	点 数
要介護 1	3
要支援1~2	2
介護認定を申請中である(区分変更を除く)	1

5 特別な事情

火 況	点数
虐待を受けている又は虐待を受けている疑いが認められる	3
身体障害者手帳等を交付されている	2
75歳以上である	1

6 入所優先度の判定

点数	優先度
11点以上	A
6点~10点	В
5点以下	С

都市型軽費老人ホーム入所申込書・変更届

申込日 年 月 日 入所希望施設 施設長 様 入所希望者 該当する項目に○で囲んでください。 ふりがな $T \cdot S$ 男·女 氏 名 年 月 日生(歳) $\overline{}$ 電話 住 所 足立区 丁目 号 番 家族・親族状況 氏 名 続柄 年齢 住 所 連絡先 収入状況 年間収入金額 約 万円 あり・ なし 生活保護受給 収入種別 年金 ・ 恩給 ・ 仕送り ・ その他 () 不動産 あり・ なし お住まいの状況 住宅種別 持 ち 家 ・ 賃貸住宅 ・ 都営住宅 ・ その他 (住宅事情 立ち退き ・ 高額家賃 ・ 老朽家屋 ・ その他(介護保険状況 要介護状態区分 要介護1 ・ 要支援 ・ 申請中 ・ その他()

健康状態	(治療中の言	Eな疾症	f、通院先	、医療機器の使	可用の有無など	")
生活状况	1.(生活動作、	性格な	:ど)			
İ						
## ===== +=		<u>∸. /</u> 4.77	********		r.J. 18)	
符記事場	(甲込埋田、	身体障	善者手帳	等の交付の有無	はなど)	
身元保証	: ,					
氏	-/、 名	続柄	年齢		 所	連絡先
		7,52113			/21	7.E 71A 7.E
同 意	書					
私は、	この申込書の	つ提出に	際し、以	下の項目につい	て同意します	0
1	この申込書は	こ記載さ	れた内容	を地域包括支援	センター、足	立区へ提供すること。
2	都市型軽費者	ど人ホー	ムの入所	に際して、指定	された書類(住民票、収入確認資料、
健	康診断書等)	を提出	けること	0		
3	この申込書の	つ記載さ	れた内容	が事実に相違す	る場合は申込	資格を無効とすること。
		年	月 日			
+:-	h	•	, ,	/ / h. /~	in b	
本人氏	2名			(<u>代筆</u> 者	工)

А • В • С

点

辞 退 届

		施設長	様		
		届出者			
		住 所			
		氏 名			
		電話			
					ょす
辞退理由)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ます
辞退理由) 					ます
	月	Ħ			、ます
					,ます
	月入居申込				, z
	月入居申込	人)ます
	月 入居申込 住 所	·人			,ま -

都市型軽費老人ホーム入所選考者名簿

作成日 年 月 日

受付	氏 名	年	性	 判	備考
番号	生年月日		別	定	
-1					
-2					
-3					
-4					
-5					
-6					
-7					
-8					
-9					
-10					
-11					
-12					

No.	氏 名	年	性	住	所	判	備考
10	生年月日	齢	別			定	
-13							
-14							
-15							
-16							
-17							_
-18							
-19							
-20							
-21							
-22							
-23							
-24							

- ※ 受付番号欄には「受付年度-番号」を記入する。
- ※ 備考欄には入退所又は入所辞退情報等を記入する。
- ※ 当該年度の入所辞退者又は退居者等は削除せず網掛け表示とする。
- ※ この名簿は年度毎に更新する。(前年度の入所辞退者又は退居者は削除する。)

5 報告事項

「220表 軽費老人ホーム入退所状況」のとおり
施 設 名 施設長名 年 月分 施設利用者状況報告書 1 入退所状況 「220表 軽費老人ホーム入退所状況」のとおり 2 入所者
年 月分 施設利用者状況報告書 1 入退所状況 「220表 軽費老人ホーム入退所状況」のとおり 2 入所者
1 入退所状況 「220表 軽費老人ホーム入退所状況」のとおり2 入所者
1 入退所状況 「220表 軽費老人ホーム入退所状況」のとおり2 入所者
「220表 軽費老人ホーム入退所状況」のとおり 2 入所者
2 入所者
氏 夕
3 退所者
氏 名 部屋番号 退 所 日 備 考
4 施設利用者 (1)施設利用者人
(2) 介護認定
自 立 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5
(3) 平均年齢 才
(4) 生活保護受給世帯世帯